（法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項）

第二百四条　法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該月における入場料及び認定都道府県等入場料が賦課（再賦課及び再々賦課を含む。）された入場者の数

二　その他参考となるべき事項

（過誤納金等の充当）

第二百五条　法第百八十三条第五項の規定による、カジノ事業者が同条第一項の規定による申告に基づき納付した入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金の額が同条第三項の規定によりカジノ管理委員会が決定した額を超えるときのその超える額又は入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金に係る過誤納金の充当は、未納のものに延滞金があるときは、当該延滞金の計算の基礎となる入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金から充当するものとする。

（加算金の徴収に係る通知等）

第二百六条　カジノ管理委員会は、法第百八十四条第一項の規定により加算金を徴収する場合には、同条第三項の通知を発する日から起算して三十日を経過する日をその納付期限と定め、カジノ事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一　納付すべき加算金の額及びその算定の基礎となる事項

二　納付期限

２　前項の規定は、法第百八十五条第一項の規定により特別加算金を徴収する場合における同条第二項において準用する法第百八十四条第三項の通知について準用する。この場合において、前項第一号中「加算金」とあるのは、「特別加算金」と読み替えるものとする。

第七章　国庫納付金及び認定都道府県等納付金

（法第百九十二条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定めるもの）

第二百七条　法第百九十二条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定めるものは、第五十六条第五項各号に掲げるものとする。

（法第百九十二条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める支払手段）

第二百八条　法第百九十二条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める支払手段は、第五十六条第三項各号に掲げるものとする。

（法第百九十五条において準用する法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項）

第二百九条　法第百九十五条において準用する法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該月におけるカジノ行為粗収益の額

二　次のイからニまでに掲げるカジノ行為の種類の区分に応じ、当該月における当該イからニまでにそれぞれ掲げる額

イ　第四十条第一号に掲げるカジノ行為　カジノ行為の種類（次の表の上欄に掲げるカジノ行為については、同表の下欄に掲げるものにより行われるものをいう。）ごとのカジノ行為粗収益の額及び同号イの額

(1)　バカラ	
(2)　トゥエンティワン	
(3)　ポーカー	
(4)　ルーレット	

(1)　バカラ（別表第一の第一に規定する方法のうち、(二)に規定するもの以外のものをいう。）

(2)　トゥエンティワン

(一)　ブラックジャック（別表第一の第二の1に規定する方法のうち、(二)に規定するもの以外のものをいう。）

(二)　ブラックジャック（6TO5）（別表第一の第二の1に規定する方法のうち、同表の第二の1の十二の二に規定するオッズにより行われるものをいう。）

(三)　ブラックジャックスイッチ

(四)　ポンツーン

(3)　ポーカー

(一)　カリビアンスタッドポーカー

(二)　スリーカードポーカー

(三)　テキサスホールデムボーナス

(四)　ミシシッピスタッドポーカー

(五)　レットイットライド

(4)　ルーレット

(一)　シングルゼロルーレット

(二)　ダブルゼロルーレット

ロ　第四十条第二号に掲げるカジノ行為　オマハポーカー及びテキサスホールデムポーカーのカジノ行為粗収益の額

ハ　第四十条第三号に掲げるカジノ行為　行われたカジノ行為ごとのカジノ行為粗収益の額

ニ　第四十条第四号に掲げるカジノ行為　電子ゲームシステム等のデノミネーションの種類ごとのカジノ行為粗収益の額及び同号イの額

三　その他参考となるべき事項

（国庫納付金及び認定都道府県等納付金の申告及び徴収に関する準用）

第二百十条　第二百五条及び第二百六条の規定は、法第百九十五条において法第八章第二節の規定を準用する場合について準用する。

第八章　雑則

（申請書等の内容の変更）

第二百十一条　法の規定に基づきカジノ管理委員会に提出した申請書又はその添付書類の内容に変更があった場合には、申請者は速やかにその変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

（カジノ管理委員会に提出する書類の作成に用いる言語）

第二百十二条　法の規定に基づきカジノ管理委員会に提出する申請書又は届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、氏名又は名称及び住所については、外国語で記載することができる。

２　法の規定に基づきカジノ管理委員会に提出する申請書又は届出書の添付書類は、規則で別に定める場合を除き、日本語又は英語で作成されたものとする。この場合において、英語で作成したときは、日本語による翻訳文を提出しなければならない。

３　特別の事情により前項に規定する言語で書類を作成することが困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、当該書類を他の言語で作成することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（カジノ関連機器等外国製造業者に対する報告徴収）

第二百十三条　カジノ管理委員会は、法第二百九条第四号の規定により、カジノ関連機器等外国製造業者に対して必要な報告をさせるときは、その理由を明示するものとする。

（処分の公示）

第二百十四条　法第二百十一条第二項の規定による公示は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（調査の委託に係る基準）

第二百十五条　法第二百二十九条第一項のカジノ管理委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　委託に係る事務の実績を有すること。

二　委託に係る事務を的確に遂行することができる能力を有すること。

三　カジノ管理委員会と利益が相反することとならないこと。